

JQA/IECQ認証の手引き



2024年4月10日
一般財団法人日本品質保証機構

-目次-

I. はじめに	1
JQA について	1
IECQ について	1
JQA/IECQ 認証について	1
II. 当機構の IECQ 認証について	2
認証の種類	2
データ活用について	3
申込者および認証取得者の権利と義務について	3
JQA/IECQ 認証に関する苦情および異議申し立てについて	3
III. 手続きについて	
III-1 初めての申し込みの方へ	4
Step 1: 申し込み	4
Step 2: 審査・試験	5
Step 3: 契約の締結	5
Step 4: 認証書の受領	5
III-2 認証の継続について	6
Step 1: 年間維持料のお支払い	6
Step 2: サーベイランス計画連絡書の受領と確認	6
Step 3: 維持審査と維持試験	6
Step 4: 認証継続連絡書の受領	7
III-3 追加・変更・削除について	8
Step 1: 申し込み	8
Step 2: 提出書類・資料と必要手続き・措置のご案内	8
Step 3: 必要措置の実施	8
Step 4: 手続き完了連絡書の受領	9
IV. 認証マークと認証ロゴ	10
V. 費用について	11
VI. 審査について	12
VII. 試験について	13
VIII. 認証の一時停止と取り消し	13
IX. お問い合わせ	13

(別添 1) JQA/IECQ の認証可能範囲

参考 図-1 JQA/IECQ 認証までの流れ

参考 図-2 当機構で IECQ の認証を取得されているお客さまの認証継続の流れ

参考 図-3 当機構で IECQ の認証を取得されているお客さまの認証追加・変更の流れ

I. はじめに

JQA について

一般財団法人日本品質保証機構(JQA)は、1957年に当時の民法第34条に基づき財団法人として設立され、その後、公益法人制度改革関連三法により、2011年4月1日に一般財団法人に移行した法人です。

当機構は、主に手数料等の事業収入によって運営され、第三者試験・検査・認証等機関として事業を実施し、公平性・中立性を保持しています。

当機構概要および当機構の実施している認証、登録、試験等については当機構 WEB サイト:<https://www.jqa.jp>をご覧ください。

IECQ について

IECQ は、1980年に国際電気標準会議(IEC)で創設された電子部品の品質認証システムで、IEC 総会に直結した IEC 適合性評価評議委員会(CAB)のもと、IECQ 認証管理委員会(IECQ MC)で運営されています。

現在、ヨーロッパ、北米、アジアの 12 カ国がメンバーで、日本は日本工業標準調査会(JISC)がメンバーボディとなっています。

IECQ については IECQ の WEB サイト:<https://www.iecq.org> からご覧いただけます。

JQA/IECQ 認証について

当機構は、IECQ からの審査・認定を経て、2013年4月から IECQ 認証業務を開始した日本で唯一の IECQ 認証機関です。

II. 当機構の IECQ 認証について

JQA/IECQ 認証を取得されると IECQ のロゴ、マークが表示可能となります。

- * 取得される認証により、表示できる IECQ のロゴ、マークが異なります。
本書の P 10 の「VI. 認証マークと認証ロゴ」をご覧ください。

当機構が認証の業務を行える区域は、認証取得を希望されるお客さまの事業所が日本国内、アジア太平洋地域に所在される場合です。

次のような場合には、申し込み受付の拒否や審査等業務の実施を保留することがあります。

- ・ 申し込み事業所が所在する地域に対して、外務省による危険情報や感染症危険情報などが発出されている場合
- ・ 申込者が、当機構に対する債務決済(認証および認証の維持のための手数料および費用等)を支払い期日までに履行できていない場合
- ・ その他、当機構が正当な理由と判断した場合

認証の種類

当機構が行う IECQ の認証は、以下の認証です。

- ・ 部品認証
電子部品・関連部品・素材などについて、その品質が IECQ の定めた基準に適合していることの認証
〔適用規則：IECQ 03-1、IECQ 03-3 および対象(製品)規格〕
- ・ プロセス認証
電子部品・関連部品・素材などの設計・製造・販売される事業所のシステムおよび管理が IECQ の定めた基準に適合していることの認証
〔適用規則：IECQ 03-1、IECQ 03-2 および対象(製品)規格〕
- ・ ESD プロセス認証
電子部品・関連部品・素材などの設計・製造・販売される事業所のシステムおよび管理が IECQ の定めた基準に適合していることの認証
〔適用規則：IECQ 03-1、IECQ 03-2 および RCJS-5-1 (IEC 61340-5-1 をベースとした日本の電源環境に対応した規格)〕
- ・ 試験所認証
IECQ の認証や IECQ 部品認証表示にかかわる品質試験を実施できる試験所の認証
〔適用規則：IECQ 03-1、IECQ 03-6 および対象(製品)規格〕
- * 詳細は、別添 1 の JQA/IECQ の認証可能範囲をご覧ください。
また、製品仕様や設備性能等により、試験できない場合がございます。この場合には、認証のお申し込みをお受けできない場合がありますので、あらかじめお問い合わせください。

【ご参考】

- IECQ CA 01 IEC Conformity Assessment Systems - Basic Rules
(IEC 電子部品品質認証制度基本規則)
- IECQ 03-1 IECQ Rules of Procedure - Part 1: General Requirements for all IECQ Schemes
(施行規則—全 IECQ スキームの一般要求事項)
- IECQ 03-2 IECQ Rules of Procedure - Part 2: IECQ Approved Process Scheme

- (施行規則－IECQ プロセス認証スキーム)
IECQ 03-3 IECQ Rules of Procedure - Part 3: IECQ Approved Component Products, Related Materials & Assemblies Scheme
- (施行規則－IECQ 部品、関連材料及びアセンブリ認証スキーム)
IECQ 03-6 IECQ Rules of Procedure - Part 6: IECQ ITL Scheme – Independent Testing Laboratory Assessment Program Requirements
(施行規則－IECQ ITL スキーム－独立試験所審査プログラム要求事項)

データ活用について

JQA/IECQ の認証にあたっては以下のデータ等の活用が可能です。
詳細については、お問い合わせください。

- (1) ISO 9001の要求事項が適用される場合(部品認証、プロセス認証)
IAF(International Accreditation Forum)の会員の認定機関で認定を受けている認証機関でのISO 9001の認証/登録内容
- (2) ISO/IEC 17025の要求事項を適用する場合(試験所認証)
ILAC(International Laboratory Accreditation Co-operation)の会員の認定機関でのISO/IEC 17025の認定

申込者および認証取得者の権利と義務について

申込者の権利と義務については、申込書の「JQA認証・試験・国際認証等のお申し込みに関する承事項」に記述していますので、ご確認ください。

認証取得者の権利と義務については、お客さまと当機構で締結する認証契約の中に記述しています。詳しくは別途「契約書(様式)」をご覧ください。

JQA/IECQ 認証に関する苦情および異議申し立てについて

申込者等からの認証全般に対する苦情、認証の決定に関する異議申し立て、マークの使用停止や認証の取り消しに関する異議申し立て、あるいはその他の利害関係者からの苦情等については、当機構は、規定に基づき誠意をもってこれに対応いたします。

なお、異議がある場合には、事由が発生した日から 45 日以内に当機構へ文書にてお申し出ください。当機構は申し立てを受理した日より 3 ヶ月以内に回答いたします。

また、当機構の回答にご満足いただけない場合には、JISC および関係業界団体で構成される IECQ 国内審議委員会において審議を行い、60 日以内に回答いたします。それでもなお、ご満足いただけない場合には、当機構および JISC は、IECQ MC および IEC CAB と連携し、解決を図ります。

Ⅲ. 手続きについて

Ⅲ-1 初めての申し込みの方へ

お客さまが初めて当機構で IECQ の認証を取得される場合の認証までの流れは、参考の図-1(P.15)のようになります。

Step 1: 申し込み

「IECQ 認証申込書」にご記入いただき、下記までメールあるいはファックスでご送信ください。

「IECQ 認証申込書」は、当機構 WEB サイトからご入手ください。

申込書の発信にあわせて、以下を同時にご送付ください。

- 企業全般に関する書類
- 工場／事業部(関連工場／事業所を含む)に関する書類
- 管理責任者(DMR)に関する書類
- 品質マニュアル
- マネジメントレビュー手順記載文書
- 内部監査手順記載文書
- 是正処置／予防処置記載文書
- 電子部品認証における部品試験に関する情報(別添 1)
- プロセスマニュアル
- 活用希望の認証書
- 製造ラインの詳細、ESD 管理システムチェックリスト(ESD プロセス認証の場合)

送信先： 一般財団法人日本品質保証機構 安全電磁センター 営業課

E-mail : jtp-safety-cstm@jqa.jp

F A X : 042-679-0170

T E L : 042-679-0246

住 所 : 〒192-0364 東京都八王子市南大沢 4-4-4

なお、認証の評価上、追加資料が必要な場合には当機構より請求いたしますので、ご提出ください。

上記の情報をもとに評価費用の算定を行い、トータル概算金額、完了予定日などをお知らせします。

あわせて、申込受理書、受付時費用請求書、IECQ 認証に関する契約書をお送りします。

受付時費用を受領後に次の Step となります。

Step 2: 契約の締結

認証継続や認証マークおよびロゴ等の表示に関する認証契約を締結させていただきます。契約書には認証取得者の権利と義務が記載されていますので、ご精読ください。契約書は、受付後に2部発送しますので、2部ともに記名押印または署名の上、ご返送ください。お客さま用契約書は、認証書とともにお送りします。

Step 3: 審査・試験

審査

審査実施部署から、審査日、審査項目、審査員などを記載した審査実施計画書をお送りします。

許諾、変更希望、変更内容については1週間以内にご回答ください。

* 変更を希望された際には、調整後、変更した現地審査計画書をお送りします。

審査実施計画が確定した後に、当機構の審査員が事業所を訪問し、審査(訪問審査)を行います。

訪問審査終了後に、指摘事項確認書を提示しますので、ご確認の上、立会い責任者の署名をお願いします。

また、指摘事項がある場合には、是正処置について審査員の指定した提出期限までに文書でご回答ください。

* 是正内容によっては、確認のために事業所を訪問することがございます。

審査員が、是正内容が適切であると判断した場合には、是正処置確認書をお送りします。

試験 * 部品認証のみ

試験項目、試験実施日(期間)、試験場所(機関)などを記載した試験実施計画書をお送りします。

許諾、変更希望、変更内容については1週間以内にご回答ください。

* 変更をご希望された際には、調整後、変更した試験実施計画書をお送りします。

試験実施計画が確定した後に、試験を行いますので、指定の製品試験場所へ試験品をご送付ください。

* 製品試験は、当機構内の試験所または当機構と契約を締結した試験機関あるいはお客さまの希望の IECQ 独立試験所またはお客さまの事業所でも試験可能です。

なお、お客さまの事業所での試験は JQA/IECQ 試験員の一部立ち会いでの試験となります。

試験内容・基準については、対象の製品により異なりますので、お問い合わせください。

Step 4: 認証書の受領

認証決定の後に、認証書、契約書(お客さま用)、残額費用の請求書、審査最終報告書をお送りします。残額費用のお支払いをお願いします。

Ⅲ-2 認証の継続について

JQA/IECQ 認証継続の流れ

当機構で IECQ の認証を取得されているお客さまの認証継続の流れは、参考の図-2(P.16)のようになります。

Step 1: 年間維持料のお支払い

当機構より、4 月に認証維持に伴う年間維持料のご請求を行いますので、お支払いください。

Step 2: サーベイランス計画連絡書の受領と確認

当機構から、サーベイランス計画書により、現状の認証内容、サーベイランス実施時期および項目などについてご連絡いたしますので、ご確認ください。

- * サーベイランス実施時期の変更をご希望の場合には、その旨と希望時期を当機構までご連絡ください。IECQ の制度の許容範囲内で対処いたします。
- * サーベイランス計画連絡書に記載の認証内容に変更がある場合には、「Ⅲ-3 追加・変更・削除について」(P.8)をご参考に申し込みをお願いします。

Step 3: 維持審査と維持試験

サーベイランス審査

- * サーベイランス審査は、IECQ の規則上、年 2 回(ESD プロセス認証のみの場合は 1 回)となっています

ただし、以下の要件を満足しているお客さまの事業所の場合には、年に 1 回の審査に軽減いたします。

- (1) 2 年以上認証を維持している。
- (2) 直近 3 回の審査で重大な欠陥が発生していない。

サーベイランス審査計画月の 3 ヶ月前に、審査実施部署から、審査日、審査項目、審査員などを記載した現地審査計画書をお送りします。

許諾、変更希望、変更内容については 1 週間以内にご回答ください。

変更をご希望された際には、調整後、変更した現地審査計画書をお送りします。

サーベイランス審査実施計画が確定した後に、当機構の審査員が事業所を訪問し、審査(訪問審査)を行います。

訪問審査終了後に、指摘事項確認書を提示しますので、ご確認の上、立ち会い責任者の署名をお願いします。

また、指摘事項がある場合には、是正処置について 審査員の指定した提出期限までに文書でご回答ください。

- * 是正内容によっては、確認のために事業所を訪問することがございます。
審査員が、是正が適切であると判断した場合には、是正処置確認書をお送りします。

維持試験 *部品認証のみ

試験項目、試験実施日(期間)、試験場所(機関)などを記載した試験実施計画書をお送りします。

許諾、変更希望、変更内容については 1 週間以内にご回答ください。

- * 変更をご希望された際には、調整後、変更した試験実施計画書をお送りします。
試験実施計画が確定した後、試験を行いますので、指定の製品試験場所へ試験品をご送付ください。

- * 製品試験は、当機構内の試験所または当機構と契約を締結した試験機関あるいはお客様の希望の IECQ 独立試験所またはお客様の事業所でも試験可能です。なお、お客様の事業所での試験は JQA/IECQ 試験員の一部立ち会いでの試験となります。

Step 4: 認証継続連絡書の受領

認証継続可能の決定後に、認証継続連絡書、サーベイランス審査・試験費用の請求書、サーベイランス審査最終報告書をお送りします。費用のお支払いをお願いします。

また、認証後 3 年目ごとに更新した認証書をあわせてお送りいたします。

Ⅲ-3 追加・変更・削除について

認証の追加・認証内容の変更の場合の流れ

当機構で IECQ の認証を取得されているお客さまが認証内容の変更を希望される場合の流れは、参考の図-3(P.17)のようになります。

Step 1: 申し込み

申込書と認証の変更内容を下記へお送りください。

送信先： 一般財団法人日本品質保証機構 安全電磁センター 営業課

E-mail : jtp-safety-cstm@jqa.jp

F A X : 042-679-0170

T E L : 042-679-0246

住 所 : 〒192-0364 東京都八王子市南大沢 4-4-4

Step 2: 提出書類・資料と必要手続き・措置のご案内

当機構から、必要手続き・措置とご提出いただく書類資料についてお知らせいたします。

書類資料を受領後にお送りいただいた資料および取得されている認証情報をもとに評価費用の算定を行い、トータル概算金額、完了予定日などをお知らせします。

あわせて、申込受理書、ご依頼の認証変更の手続き上必要となる書類をお送りします。

Step 3: 必要措置の実施

ご要望の認証追加・変更に際して、発生する措置を行います。

以下の措置が発生した場合には、対応をお願いします。

・ 審査が必要となる場合

審査実施部署から、審査日、審査項目、審査員などを記載した現地審査計画書をお送りします。

許諾、変更希望、変更内容については1週間以内にご回答ください。

* 変更を希望された際には、調整後、変更した現地審査計画書をお送りします。

審査実施計画が確定した後に、当機構の審査員が事業所を訪問し、審査(訪問審査)を行います。

訪問審査終了後に、指摘事項確認書を提示しますので、ご確認の上、立ち会い責任者の署名をお願いします。

また、指摘事項がある場合には、是正処置について審査員の指定した提出期限までに文書でご回答ください。

* 是正内容によっては、確認のために事業所を訪問することがございます。

審査員が是正は適切であると判断した場合には、是正処置確認書をお送りします。

・ 試験が必要となる場合

試験項目、試験実施日(期間)、試験場所(機関)などを記載した試験実施計画書をお送りします。

許諾、変更希望、変更内容については1週間以内にご回答ください。

* 変更を希望された際には、調整後、変更した試験実施計画書をお送りします。

試験実施計画が確定した後に、試験を行いますので、指定の製品試験場所へ試験品をご送付ください。

* 製品試験は、当機構内の試験所または当機構と契約を締結した試験機関あるいは

お客様の希望の IECQ 独立試験所またはお客様の事業所でも試験可能です。
なお、お客様の事業所での試験は JQA/IECQ 試験員の一部立ち会いでの試験となります。

- ・ **契約書の変更が必要となる場合**



契約書は2部発送しますので、2部ともに記名押印または署名の上、ご返送ください。
お客様用契約書は、認証書とともにお送りします。

Step 4: 手続き完了連絡書の受領

認証内容の変更手続き終了後に、認証書または手続き完了連絡書をお送りいたします。
また、審査最終報告書(実施の場合)、費用請求書(発生の場合)などもお送りいたします。
請求書が同封された場合にはお支払いをお願いします。

IV. 認証マークと認証ロゴ

認証取得後には認証の種類により、以下のマークやロゴの使用が可能となります。
 なお、表示に関する義務と責任については契約書に記載がありますので、ご確認ください。
 また、表示の条件、内容等の詳細については認証時にご連絡いたします。

マーク・ロゴ	意味
	JQA/IECQ 部品認証を取得された製品への表示マーク
	JQA/IECQ 部品認証を取得された事業所範囲での表示ロゴ
	JQA/IECQ プロセス認証を取得された事業所範囲での表示ロゴ
	JQA/IECQ ESD プロセス認証を取得された事業所範囲での表示ロゴ
	JQA/IECQ 試験所認証を取得された試験所範囲での表示ロゴ

ロゴの表示例



V. 費用について

費用は、以下の項目からなります。

- (1) 基本料金
新規申請、変更申請、更新申請における、基本業務費用です。
- (2) 事前審査料
新規申請の際に適用される二段階審査の第一段階の審査費用です。
- (3) 審査料
現地審査の費用です。審査日数、審査員数に応じて費用を算出します。
- (4) 部品試験料
部品認証の際の試験費用です。当機構の委託試験機関を使用する場合、製造事業者設備で実施する場合、IECQ 独立試験所を使用する場合に応じて、費用を算出します。
- (5) 認証維持料
1年間の認証維持に係る費用です。年度の初めに費用を請求します。
認証記録の軽微な変更等は、認証維持費用内で処理されます。
- (6) 出張に係る旅費等
現地審査等に係る旅費です。当機構の規定に基づいて費用を算出します。

費用例

- (1) プロセス/ESD プロセス/試験所認証(新規申請)
申請受付完了時に請求: 新規申請基本料金
認証完了時に請求: 事前審査料+審査料+出張に係る旅費
- (2) プロセス/ESD プロセス/試験所認証(変更/更新申請)
申請受付完了時に請求: 変更/更新申請基本料金
認証完了時に請求: 審査料+出張に係る旅費
- (3) 部品認証(新規申請)
申請受付完了時に請求: 新規申請基本料金
認証完了時に請求: 事前審査料+審査料+出張に係る旅費+部品試験料
- (4) 部品認証(変更/更新申請)
申請受付完了時に請求: 変更/更新申請基本料金
認証完了時に請求: 審査料+出張に係る旅費+部品試験料
- (5) 定期審査(サーベイランス)
審査完了後に請求: 審査料+出張に係る旅費(+部品試験料: 部品認証の場合)
- (6) 認証維持料
年度初めに請求

実際の費用につきましては、事業所の規模、認証を希望される範囲等によって異なります。お見積もりをいたしますので、別途お問い合わせください。

VI. 審査について

審査は、事業所のマネジメントシステムおよび IECQ スキームに関連した手順やプロセスの IECQ 要求事項への適合性について評価します。

1. 審査の種類は以下となります。

- 初回認証審査
- 維持審査
- 更新審査
- 臨時審査

2. 初回認証審査

初回認証審査は、文書審査(第一段階審査)および現地審査(第二段階審査)の二段階で実施します。

2.1 文書審査

文書審査は、マネジメントシステム文書が規格要求事項を満たしているかを審査し、現地審査に進めるかどうかの判定を行います。

2.2 現地審査

現地審査では、事業所にて組織のマネジメントシステムの運用状況(文書および有効性の確認を含む)を評価します。

3. 維持審査(サーベイランス)

維持審査では、事業所のマネジメントシステムおよび IECQ スキームに関連した手順やプロセスが、継続的に IECQ 要求事項に適合しているか評価します。

4. 更新審査(再認証審査)

更新審査は、初回審査に準じた全ての要求事項にわたる審査となります。マネジメントシステムを運営する状況に重要な変更があった場合は、必要に応じて初回認証審査と同様の文書審査を実施します。更新審査は3年周期です。

5. 臨時審査

施行規則および認証契約に基づき、当機構が必要と判断した場合に臨時審査を実施します。

- * ESD プロセス認証に関する審査については、一般財団法人日本電子部品信頼性センター(RCJ)に委託する場合がございます。委託する場合には、事前に申込者にお知らせし、ご了解をいただきます。

Ⅶ. 試験について

試験適用基準について

試験に適用する基準は、原則 IECQ が定めた基準となりますが、それ以外でも可能となる場合があります。お問い合わせください。

試験場所について

製品試験は、当機構内の試験所または当機構と契約を締結した試験機関あるいはお客様の希望の IECQ 独立試験所またはお客様の事業所でも試験可能です。

なお、お客様の事業所での試験は JQA/IECQ 試験員の一部立ち会いでの試験となります。

また、この場合には試験設備等について ISO/IEC 17025 の必要項目の確認をさせていただきます。

Ⅷ. 認証の一時停止と取り消し

認証の一時停止

認証取得者が契約書に定められた責務に違反したときは、認証取得者(契約者)へマークの使用の一時停止および必要な処置の実施を要求いたします。

なお、一時停止は IECQ へも通知され、IECQ の WEB サイトでもその旨が公表されます。

注:一時停止中は認証マーク、ロゴは使用できません。

認証の取り消し

認証の一時停止の処置連絡の後、指定の期限内に改善されない場合には、認証の取り消しをします。なお、認証取り消しは IECQ へも通知され、IECQ の WEB サイトでもその旨が公表されます。

Ⅸ. お問い合わせ

一般財団法人日本品質保証機構 安全電磁センター 営業課

E-mail : jtp-safety-cstm@jqa.jp

F A X : 042-679-0170

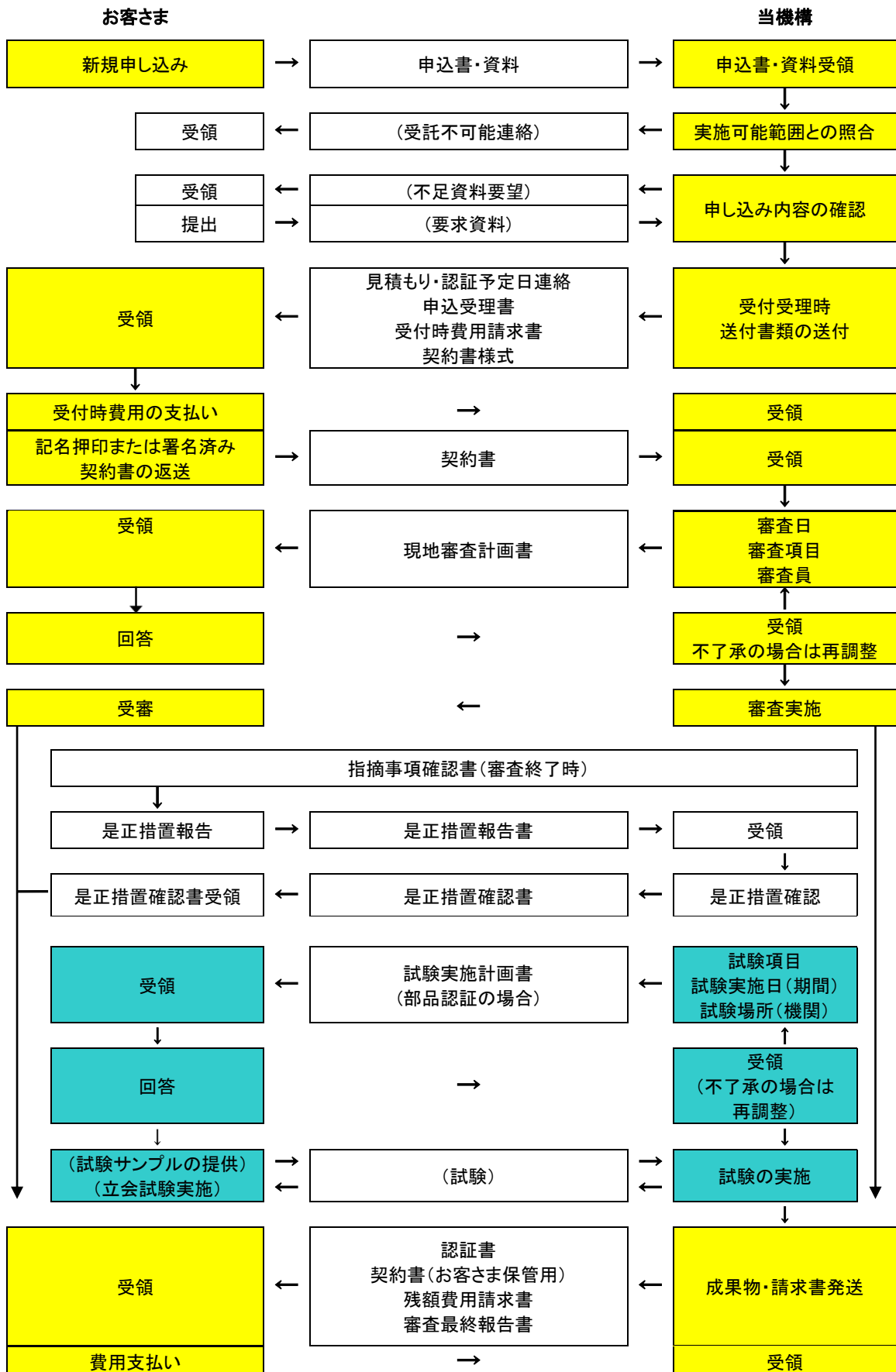
T E L : 042-679-0246

住 所 : 〒192-0364 東京都八王子市南大沢 4-4-4

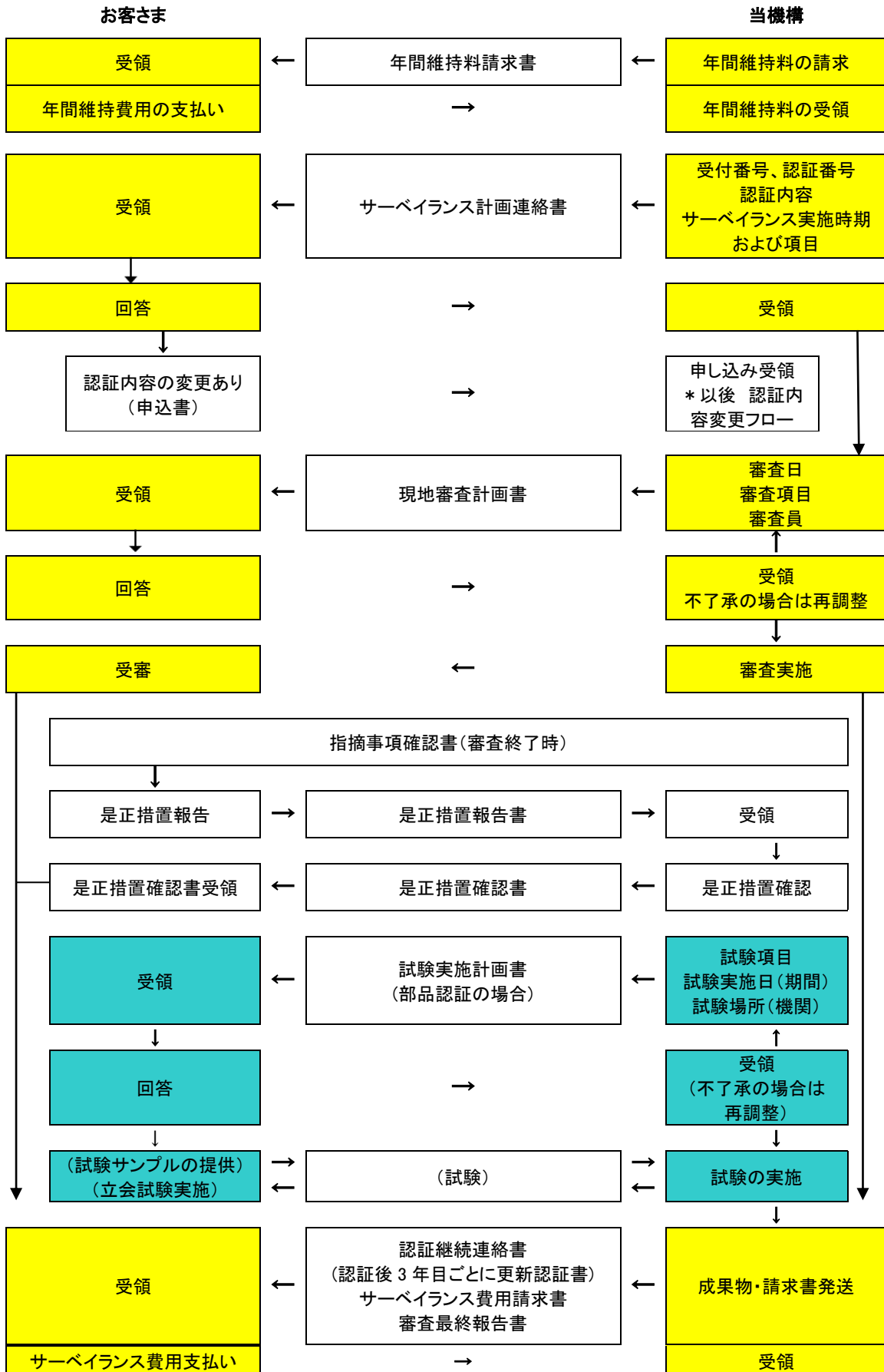
別添 1 JQA/IECQ の認証可能部品の範囲

分類	品目名	部品名	
1	受動部品	固定コンデンサ サージ防護デバイス 固定抵抗器 バリスタ フィルタ(ピエゾ素子) セラミックフィルタ 水晶振動子	可変コンデンサ 抵抗ネットワーク(能力認証) ポテンショメータ サーミスタ SAW フィルタ セラミック振動子 水晶発振器
2	能動部品	個別半導体部品	集積回路
3	混成集積回路	混成集積回路(能力認証)	
4	機構部品	プリント配線板用コネクタ 高周波用コネクタ リレー スイッチ	低周波角形コネクタ リードコンタクトユニット キーボードスイッチ
5	電磁部品	インダクタおよびトランス用コア(磁心) フェライトコア	トランスおよびインダクタ
6	光部品	マグネトロン 液晶ディスプレイ	光半導体および液晶デバイス LED 光減衰器
7	電線およびケーブル	高周波ケーブル	
8	プリント配線板	プリント配線板	

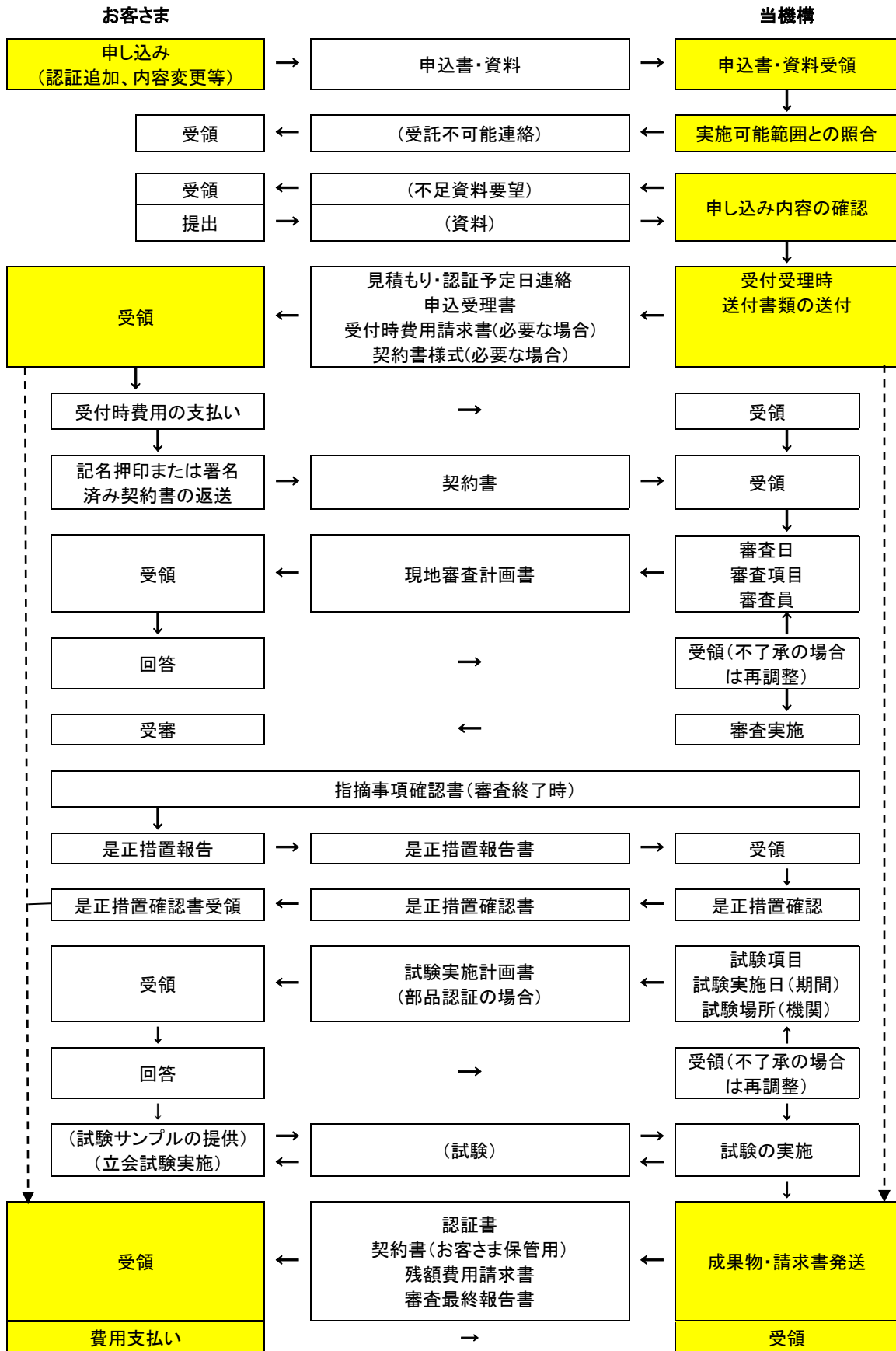
参考 図-1 JQA/IECQ 認証までの流れ



参考 図-2 当機構でIECQの認証を取得されているお客さまの認証継続の流れ



参考 図-3 当機構で IECQ の認証を取得されているお客さまの認証追加・変更の流れ



点線: 審査等を伴わない軽微な変更の場合